

平成26年4月9日
消 防 庁

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案に対する意見募集

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案について、平成26年4月9日から平成26年5月8日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

一般職の国家公務員（非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）が消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項により兼職を認められたとき等の職務専念義務の免除について規定する。

2 意見募集対象及び意見募集要領

○ 意見募集対象

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案について

○ 詳細については、**別紙**の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成26年5月8日（木）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令を公布する予定です。



（連絡先）

消防庁防災課地域防災室

岡地補佐、馬内事務官

TEL 03-5253-7525（直通）

FAX 03-5253-7535

意見募集要領

1 意見募集対象

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案

2 資料入手方法

意見募集対象となる「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。（御意見等には可能な限り理由を付記してください。）

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。（氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認の御連絡以外の用途では利用しません。）

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：y.mauchi@soumu.go.jp

消防庁防災課地域防災室あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィ

ルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。)

(2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁防災課地域防災室あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7535

消防庁防災課地域防災室あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成26年5月8日（木）（必着）

（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁防災課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあってはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁防災課地域防災室 あて

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案について、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条 第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る 職務専念義務の免除に関する政令について（概要）

消防庁国民保護・防災部防災課

1. 経緯

議員立法により消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団法」という。）が平成 25 年 12 月 5 日に成立し、同月 13 日に公布された。

消防団法第 10 条において、消防団活動の充実強化を図る観点から一般職の国家公務員（非常勤職員（国家公務員法第 81 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）と消防団員との兼職に係る国家公務員法第 104 条の特例規定が設けられ、公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 26 年 6 月 13 日）から施行するとされているところ。

2. 政令制定の必要性

一般職の国家公務員の兼業については、国家公務員法第 104 条により許可が必要となっており、職務専念義務については、同法第 101 条第 1 項及び職員の兼業の許可に関する政令第 2 条により同法第 104 条の許可の範囲内で免除できるとされているところ。

一般職の国家公務員は、消防団法第 10 条の規定により、国家公務員法第 104 条の許可を得ることなく消防団員との兼職が可能となったため、この場合等における職務専念義務の免除に係る規定を整備し、消防団の活動の充実強化を図る必要がある。

3. 政令の概要

一般職の国家公務員が消防団法第 10 条第 1 項により兼職を認められたとき等の職務専念義務の免除について規定する。

4. 施行期日

平成 26 年 6 月 13 日

5. スケジュール

【パブリックコメント】平成 26 年 4 月 9 日～5 月 8 日（30 日間）

【 閣 議 】平成 26 年 5 月 27 日（予定）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第一百十号）第十条第一項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた一般職の国家公務員並びに一般職の国家公務員のうち非常勤の消防団員と兼職する非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員は、内閣官房令・総務省令で定めるところにより、その所轄庁の長（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長。次項において同じ。）の承認を受けて、消防団員としての活動を行うためにその割り振られた正規の勤務時間の一部を割くことができる。

2 前項の承認の請求があつた場合において、所轄庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを

承認しなければならない。

附 則

この政令は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の一部の施行に伴い、一般職の国家公務員が非常勤の消防団員と兼職する場合等における職務専念義務の免除について定める必要があるからである。